

【平成30年7月5日（木）15時発表】

## ▼南丹市企業連携移住促進事業について

### ■概要

地域の新たな担い手となる移住者の受入を推進するため、企業や地域団体が行う移住者向けの社員寮・賃貸住宅などの整備に対して、補助金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

### ●補助対象者

下記の要件をすべて満たす企業（法人・個人事業者）または地域団体

- ① 市内に事業所を有するまたは新たに設置すること
- ② 整備住宅が移住促進特別区域（※）に所在していること
- ③ 整備住宅所在地の地域団体と連携して取り組むこと
- ④ 整備住宅に入居する移住者がその移住促進特別区域に定住すること
- ⑤ 整備住宅に入居する移住者が居住地域の区等に参加し、地域活動に積極的に参加すること
- ⑥ 市税などの滞納がないこと

※移住促進特別区域

京都府UIJターンナビのサイト (<https://kyoto-ui.jp/akiyanouchi/area>)  
を参照

### ●補助対象経費

移住者の新規受入のための住宅整備（新築・改修・敷地整備）費・設計費

### ●補助金額

補助対象経費の2/3以内（上限120万円/戸・10戸かつ1,200万円/事業主体）

※補助金額は京都府制度（別途申請が必要）と合算した額

※補助期間は最長2年間（年度ごとに申請が必要）

※用地取得費・補償費は対象外

### ◆この記事に関するお問い合わせ

企画政策部 定住・企画戦略課 担当：下田（電話 0771-68-0003）